

平成27年度第5回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成28年2月15日（月） 都庁第一本庁舎25階 108・109会議室
出席委員	<p>公益財団法人東京都歴史文化財団副理事長 岡田 至（委員長） 弁護士 志賀 こそ江 上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂 樹 弁護士 谷 垣 岳 人 弁護士 若 林 美奈子</p> <p style="text-align: right;">計5名（敬称略）</p>
[議案1・議案2（定例審議）関係]	
審議対象期間	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日
定例審議議案	<p>平成26年度発注の工事契約の中から以下の事由により事案を抽出し、定例審議の対象とした。</p> <p>(1) 契約締結方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札： 予定価格修正方式適用案件 ・希望制指名競争入札： 技術者配置準備期間適用案件 <p>(2) 業種及び起工局</p> <p>事案の抽出にあたっては、業種及び起工局に偏りがないようにする。</p>
一般競争入札契約	<p>1件（予定価格修正方式適用案件）</p> <p>○都営住宅26H-106東（江東区東砂八丁目）工事〔都市整備局所管〕</p>
指名競争入札契約	<p>1件（技術者配置準備期間適用案件）</p> <p>○電線共同溝設置工事及び自転車・歩行者道設置工事（26北南-東八道路）〔建設局所管〕</p>
委員からの主な意見・質問及び質疑応答	<p>抽出した2件について、それぞれ当該工事の所管部局から内容説明を行った。委員からの主な意見、質問及びそれに対する回答は、別紙のとおりである。</p>
委員会による審議結果報告	<p>平成26年度に東京都（公営企業局を含む。）が締結した工事案件の中から、上記のとおり抽出した2件の事案について、入札及び契約手続等の運用状況を審議した結果、いずれも契約制度が適正に運用されていることを確認した。</p> <p>「入札に参加しやすい環境の整備に向けて」の取組の一環で行われている予定価格修正方式及び技術者配置準備期間の適用は、現在のところ期待された効果をあげており、特段の問題はなく運用されていることを認める。</p>

[議案3・議案4関係]	
審議事項	<p>議案3 工事監理等業務委託に適用する標準契約書の制定について</p> <p>議案4 総合評価方式（技術力評価・技術実績評価）の見直しについて</p>
議案の概要	<p>議案3 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正により発注者責任が明確化されたこと等に伴い、工事監理等業務委託の標準契約書を制定する。</p> <p>議案4 総合評価方式について、JV基準、発注標準等格付及び局委任限度額が改正されたことに伴い、適用金額帯を改正する。また、過去の工事成績評定の評価方法及び政策指標項目についても改正を行う。</p>
委員会による報告	<p>議案3 工事監理等業務委託に適用する標準契約書の制定について了承する。</p> <p>議案4 総合評価方式（技術力評価・技術実績評価）の見直しについて了承する。</p>
委員からの意見等の概要	<p>議案4について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の活躍推進などの取組を行う余裕があるのは大規模な事業者に限られ、中小企業にとって不利となるという懸念もあるため、適用金額帯について配慮が必要である。 ○ 総合評価の政策指標項目で0.5点増えても事業者のインセンティブとして期待できる効果には限界がある。都の担い手確保に向けた政策の中の1つとして位置付け、他の取組と組み合わせて推進していく必要がある。
[その他]	
<p>1 定例審議に先立ち、平成27年12月1日付の委員改選に伴う新委員長の選出が出席議員の互選により行われ、岡田至委員が委員長に選出（再任）された。</p> <p>また、志賀こず江委員が委員長により職務代理者に指名（再任）された。</p> <p>2 次に掲げる事項について、委員会に対し財務局から報告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事契約の状況について (2) 業務委託等における品質確保等に向けた取組について 	

別 紙

	意見・質問	回 答
<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p><議案1> 都営住宅26H-106東(江東区東砂八丁目) 工事 [都市整備局所管] ※予定価格修正方式適用案件</p> <p>Q：予定価格が修正されたことにより応札しやすくなったという評価ができるのか。</p> <p>Q：修正方式の適用は、参加資格確認結果通知書を送付する前までに単価改定があった場合とあるが、直前の改定でも反映するのか。</p> <p>Q：単価改定があつて積算をし直すのは業務量として負担は大きいのか。</p>	<p>A：応札額をみると不調の可能性もあったため、効果があつたと捉えている。</p> <p>A：原則として起工してから参加資格確認委員会までに単価改定があれば反映させる。</p> <p>A：標準的な単価は積算システムを用いて自動的に入れ替えられるため、半日程度で作業できる。</p>

	意見・質問	回 答
<p>委員からの 意見・質問、 それに対する 回答等</p>	<p><議案2> 電線共同溝設置工事及び自転車・歩行者道 設置工事（26北南-東八道路） [建設局所管] ※技術者配置準備期間適用案件</p> <p>Q:技術者配置準備期間を設定すれば希望 者は増えると思うが、労働する側にとっ て何か問題はないのか。</p> <p>Q:技術者配置準備期間を設定する工事は ゼロ都債により実施する工事というこ とだが、ゼロ都債により実施する工事と いうのは年間何件くらいあるのか。その すべてに技術者配置準備期間を設定し ているのか。</p> <p>Q:準備期間が1～2か月の場合は大きな 問題はないのであろうが、公共インフ ラは計画どおりできる限り早く整える というニーズがあるから、案件によっ ては適用するかどうか柔軟に対応する ということによいか。</p> <p>意 見 公共工事を後ろ倒しすることと担い 手確保の関係をよく考えて運用してほ しい。</p> <p>Q:契約変更をしているようだが、変更の 理由等の詳細は公表しているのか。</p> <p>Q:予定価格が明らかになっているにもか かわらず、希望をしていながら辞退して いる事業者があるが、これはどういうこ とか。</p>	<p>A:事業者側からも、1年を通じて切れ目 なく受注できる環境を整えることを要望 されており、この取組は非常に前向きに 評価していただいている。</p> <p>A:ゼロ都債により実施した工事は、昨年 度末では40～50件あり、そのうちすべて ではないが、ほとんどに技術者配置準備 期間を設定した。</p> <p>A:年度末に発注し、当該年度は予算を執 行しないゼロ都債工事を対象としてお り、計画事業とは一線を画している。</p> <p>A:各事務所等で公表している。</p> <p>A:指名後に明らかになる仕様書や設計図 書をもて詳細に積算していくと採算が 合わない場合や、他の案件との調整で技 術者が確保できない場合などが考えら れる。</p>